

飯能市立加治中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止、いじめの早期発見等のための対策を学校教育目標である「心を磨く・自ら動く」の具現化を柱に推進する。

(いじめの禁止)

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。
- (オ) いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ①生徒対象のいじめについてのアンケート調査 年3回
- ②教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回
- ③保護者対象のいじめについてのアンケート調査 年2回

(イ) いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ① 7月・・・全学年：三者面談または二者面談
- ② 11月・・・1、2年：二者面談 3年：三者面談
- ③ 1～2月・・・二者面談
- ④チャンス相談（随時）

なお、相談にあたっては、担任、学年職員に加えて、さわやか相談員、スクールカウンセラー（以下SC）、養護教諭等、窓口を多数用意する。

(ウ) 生徒からの相談を受けた場合

迅速に対応する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会（仮称）」の設置
いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

本校では「企画委員会」「生徒指導部会」「教育相談部会」を機能させ、これに充てる。

<構成員>

「企画委員会」・・・校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任
事務職員

「生徒指導部会」・・・校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当
養護教諭

「教育相談部会」・・・校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当
養護教諭、さわやか相談員、SC、SSW

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・教育相談等）
- ②いじめの防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりに努めること。

<開催>

「企画委員会」「生徒指導部会」「教育相談部会」とも、それぞれ週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は早急に緊急開催とする。

イ いじめの防止

① 基本的考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが必要である。

② いじめ防止のための措置

(ア) いじめについての共通理解を図る

いじめについて、校内研修等で教職員全員の共通理解を図るとともに、生徒に対しても「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

(イ) いじめに向かわない態度・能力を育成する

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動などの体験活動の推進により、生徒の社会性を育む。また、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるため、話し合い活動を充実させる研究を全教職員で進める。

(ウ) いじめが生まれる背景を理解する

いじめ加害の背景には、ストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけないことがストレスとならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めていく。また、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

(エ) 自己有用感と自己肯定感を育む

生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるようにする。また、自己肯定感を高められるよう困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。

(オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめ問題について学び、児童自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(カ) 道徳教育の充実を図る

道徳の授業研究を全教職員で進め、学校教育目標である生徒の「心を磨き」いじめ根絶を図る。

ウ 早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

② いじめの早期発見のための措置

- (ア) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- (イ) 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、成長を支援する。
- (ウ) 生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制を整備する。
- (エ) 休み時間や放課後に生徒の様子に目を配ったり、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用する。
- (オ) いじめに関する情報を学校の教職員全体で共有する。

エ いじめに対する措置

① 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、担当職員に報告し、複数の教職員で対応する。
- (イ) 生徒や保護者から訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- (ウ) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (エ) 発見・通報を受けた教職員は学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に情報を共有する。
- (オ) 組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- (カ) 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

③ いじめられた生徒への指導又は保護者への支援

- (ア) いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- (イ) その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (ウ) いじめられた生徒の安全を確保する。
- (エ) いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (オ) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるよう、環境の確保を図る。

④ いじめた生徒への指導又は保護者への助言

- (ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (イ) 保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (ウ) いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させる。
- (エ) いじめをたことをきちんと反省させ、相手にしっかり謝罪させる。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題としてとらえさせる。
- (イ) 同調していた生徒に対して、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (ウ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許させない行為であり、根絶しようという心を醸成する。

⑥ ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (イ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに飯能警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (ウ) ネット上のトラブルについては、早期発見に努める。
- (エ) 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求めていく。

⑦ いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。
- (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は該当いじめの被害生徒及び加害生徒を注意深く見守る。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。